

思川開発事業モニタリング部会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、思川開発建設事業に係る施設において実施する、モニタリング調査計画の作成又は変更及び調査結果の分析・評価について水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所長（以下、「所長」という。）に対して意見を述べ、周辺環境への影響を適切にモニタリングしていくために必要となる助言を得るための組織、委員、会議、庶務に関して必要な事項を定めるものである。

(部会の事務)

第2条 部会は、所長の委嘱に基づき、以下の事務を行う。

- 一 水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所（以下、「総合管理所」という。）が作成したモニタリング調査計画及び調査結果の報告書の提出を受け、分析結果等の報告を受けること。
- 二 総合管理所が作成した報告書に記載の分析結果等に対し意見がある場合には、所長に対し助言を行うこと。

(部会の委員及び組織)

第3条 委員は、別紙「思川開発事業モニタリング部会委員名簿」で組織し、組織された委員について、所長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、原則1年とする。なお、委員は再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 部会は部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、会務を総理する。
- 6 部会長は、部会長代理を指名することができる。
- 7 部会長に事故等があり、部会に参加できないときは、部会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、議事方法を定めた「思川開発事業モニタリング部会運営要領」を決定する。

(部会の庶務)

第5条 部会の庶務は、総合管理所に事務局をおいて処理する。

(附則)

この規則は、令和7年11月5日から施行する。

別紙

思川開発事業モニタリング部会委員名簿

	氏名	所属・役職
部会長	小笠原 勝	宇都宮大学名誉教授
部会長代理	宮崎 淳一	山梨大学名誉教授
委員	梅田 信	日本大学工学部教授
委員	小林 健一郎	埼玉大学大学院理工学研究科教授
委員	酒井 豊三郎	宇都宮大学名誉教授
委員	櫻井 正美	昆虫専門家
委員	島野 安雄	文星芸術大学名誉教授
委員	高橋 滋	元宇都宮大学農学部講師
委員	夏目 道生	群馬県自然環境調査研究会会員
委員	柳澤 紀夫	(公財) 山階鳥類研究所評議員

(五十音順、敬称略)